

別紙

豊橋市ヤングケアラー支援事業（家事支援）事業者登録基準

- 1 法人格を持つ事業者であり、利用者の自宅に職員を派遣して家事支援を行う事業の実施について、定款等基本約款に定めがあること。
- 2 当該事業について、3年以上の事業実績があること。
- 3 原則として、豊橋市全域で活動できること。ただし、活動区域を限定する場合は申請時に申し出ること。
- 4 職員の派遣調整やサービスの実施について、指揮・監督する管理者を常勤で配置していること。ただし、当該事業の管理に支障がない限り、他の職務を兼務していても差し支えないものとする。
- 5 管理者は、職員の派遣について一元的に管理し、実施要綱及び豊橋市との委託契約の遵守、その他事業実施に必要な指揮監督を行うこと。
- 6 職員の健康管理・疾病の早期発見のために、採用時及び採用後に職員の健康状態の把握を定期的に行える常態であること。
- 7 職員の資質向上のため、採用時及び採用後に、定期的・計画的に研修を実施していること。（救急に関する研修を含む。）
- 8 サービス提供に係るマニュアル（作業手順書）を作成し、職員に徹底していること。（サービス提供時の清潔の保持の遵守を含む。）
- 9 緊急時における対応マニュアルが整備されていること。
- 10 利用者に対し、苦情対応責任者をあらかじめ明らかにし、常時、利用者からの相談に備えること。
- 11 自己の責による事故等における損害賠償を速やかに行うこと。また、あらかじめ、

相当の損害保険に加入しておくこと。

- 12 利用者及びその家族のプライバシーの尊重に配慮し、正当な理由なく業務上知り得た秘密を漏らすことのないよう、職員に徹底させていること。